

## 「主な取組」検証票

施策展開	3-(10)-エ	働きやすい環境づくり
施策	①働きやすい環境づくり	
(施策の小項目)	○労働条件の確保・改善等	
主な取組	労働条件の確保・改善のための取組	実施計画 記載頁 302
対応する 主な課題	○県内企業のほとんどが中小・零細企業であり、労働条件の確保や改善に積極的に取り組む事業者が十分とは言い難い状況にある。これらの事由も影響して、職場環境を理由のひとつとして転職や離職をする労働者がいることから、その改善を図ることが課題である。	

### 1 取組の概要(Plan)

取組内容	労働に関する知識の普及及び情報の提供のための広報誌を作成し、周知広報を通じ労働者の福祉の向上を図るとともに、労働条件の実態を把握し、労働環境の向上を図るための労働行政の基礎資料とするための実態調査を行う。						
年度別計画	24	25	26	27	28	29～	実施主体
	季刊誌発行:4回 調査1回				→	→	県
	労働おきなわの発行、労働条件実態調査の実施						
担当部課	商工労働部 労働政策課						

### 2 取組の状況(Do)

(1) 取組の推進状況

(単位:千円)

平成26年度実績				
事業名	予算	決算見込	活動内容	主な財源
中小企業労働対策事業費	872	0	例年、県内事業所2,000社(5人以上)を対象に調査を行っているが、平成26年度は、「中小労働環境整備促進事業」において、約13,500社を対象により詳細な調査を実施したため、本事業での調査は行わなかった。	県単等
労働福祉推進事業費	1,834	961	労働団体などに季刊誌「労働おきなわ」への寄稿依頼をし、ワークライフバランスや勤労者福祉、男女均等待遇など様々な分野を掲載した。 季刊誌「労働おきなわ」を年4回(各600部)発行した。	県単等
活動指標名			計画値	実績値
労働条件等実態調査の実施			1回	0回
季刊誌発行			4回	4回
推進状況	推進状況の判定根拠及び平成26年度取組の効果			
順調	季刊誌「労働おきなわ」を年4回発行し、関係機関へ配布するとともに、県ホームページへ掲載するなど、事業主や労働者が季節毎の労働に関する情報を閲覧しやすいよう周知を行った。 今回の調査は、沖縄の労働環境の実態を産業別に明らかにし、業種別の労働環境に関する実態をとりまとめた。			

様式1(主な取組)

(2) 今年度の活動計画

(単位:千円)

平成27年度計画			
事業名	当初予算	活動内容	主な財源
中小企業労働対策事業費	1,050	労働条件実態調査を実施する(対象:県内の従業員規模5人以上の事業所から、無作為抽出した2,000事業所)。	県単等
労働福祉推進事業費	1,667	季刊誌「労働おきなわ」の年4回(各600部)発行する。	県単等

(3) これまでの改善案の反映状況

労働に関する情報の提供のための広報誌では、労働委員会だよりや労働相談などの固定コーナーが設けられている他、沖縄労働局や労働団体などに寄稿依頼をし、ワークライフバランスや勤労者福祉、男女均等待遇など様々な分野の制度、支援等を掲載した。また、1つのテーマに複数の項目を盛り込む時は、それぞれのみだしを強調し、一目で内容の違いがわかりやすいようにした。

調査項目においては、根拠法はもとより設問語句の詳細説明等を表示し、労働関係法令や制度等の周知を行えるような調査票とした。

(4) 成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
ワーク・ライフ・バランス認証制度企業数	29社 (23年度)	58社 (26年)	60社 (28年)	29社	—
参考データ	沖縄県の現状・推移			傾向	全国の現状
—	—	—	—	—	—
状況説明	企業認証制度は平成19年度から平成23年度の5年間で29社の実績であったため、1年間で6社を目標としていた。しかし、平成24年度からは企業へのアプローチの仕方などの工夫することにより、3年間で29社の実績となった。平成28年の目標値である60社は早期に達成する見込み。				

3 取組の検証(Check)

(1) 推進上の留意点(内部要因、外部環境など)

・調査の結果、年次有給休暇がない事業所が37.4%、育児休業制度がない事業所が48.6%である等、法定の労働条件等が整っていない実態があった。

・季刊誌「労働おきなわ」は、県内の事業主や労働者が閲覧しやすい労働局や労働団体などの関係部署等に配布し、バックナンバーを含めて沖縄県ホームページに公開して周知を図っている。

## 様式1(主な取組)

### (2) 改善余地の検証(取組の効果の更なる向上の視点)

- ・労働者及び経営者の労働条件等に対する意識向上のため、労働関係法令等の周知等を行う必要がある。
- ・県の各部局をはじめ、国、労働団体及び経済団体等で組織する協議会等において、沖縄県労働環境実態調査結果の報告を行い、より良い労働環境のための取組みへ向けて協力を依頼する必要がある。
- ・平成26年度の調査結果から、課題を明らかにし、平成27年度実施する講座や広報誌に、その内容を盛り込み、周知を図る必要がある。

## 4 取組の改善案(Action)

- ・労働法や労働に関する基礎知識づくりになるコーナーや新制度の紹介、労働条件等実態調査の結果から、整備率の低い制度について掲載し、各事業所における労使関係の構築と労働環境の改善の資料となるよう情報を充実させた紙面づくりの工夫をする。
- ・労働条件実態調査においては、労働関係法令等の改正等変化に即した実態把握に努めるため、年度毎に調査内容等の見直しを行うとともに、より詳細に根拠法令等の説明を表示する。国や関係団体等と連携し、労働関係法令や制度の周知、啓発等を行う。

## 「主な取組」検証票

施策展開	3-(10)-エ	働きやすい環境づくり
施策	①働きやすい環境づくり	
(施策の小項目)	○仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)等の推進	
主な取組	ワーク・ライフ・バランス推進事業	実施計画 記載頁 302
対応する 主な課題	○「仕事と子育ての両立」や「仕事と生活の充実」を図るためには、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進が重要であるが、事業主の職場環境の改善の意識を高めることや、男性の育児・家事への参加・協力などが課題となっている。	

### 1 取組の概要(Plan)

取組内容	ワーク・ライフ・バランスの啓発・普及を図るため、セミナーを開催するとともにパンフレット・リーフレットの配付、ホームページや広報誌等によりワーク・ライフ・バランスに関する情報を発信する。また、ワーク・ライフ・バランスの実践に取り組む企業に対し、指導・助言等を行うためアドバイザーを派遣する。						
年度別計画	24	25	26	27	28	29～	実施主体
	派遣:5社 広告:2回 冊子発行:1回 セミナー:1回					→	県
	アドバイザー派遣					→	
	一般県民、企業等への広報活動					→	
ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催					→		
担当部課	商工労働部 労働政策課						

### 2 取組の状況(Do)

#### (1) 取組の推進状況

(単位:千円)

平成26年度実績				
事業名	予算	決算見込	活動内容	主な財源
ワーク・ライフ・バランス推進事業	8,862	8,862	ワーク・ライフ・バランスのセミナー開催(那覇市:2回) ワーク・ライフ・バランス講座開催(28社) 企業へのアドバイザー派遣(18社) ワーク・ライフ・バランス企業認証制度による企業認証(9社) ホームページ、パンフレット、広報誌等による情報発信を実施した。	県単等
活動指標名			計画値	実績値
企業へのアドバイザー派遣			5社	17社
ワーク・ライフ・バランスに関する広告			2回	0回
ワーク・ライフ・バランスに関する冊子発行			1回	1回
セミナー開催			1回	2回
推進状況	推進状況の判定根拠及び平成26年度取組の効果			
順調	セミナー開催やアドバイザー派遣及びワーク・ライフ・バランス認証制度のPR等により、ワーク・ライフ・バランスの啓発・普及が図られ、働きやすい環境づくりに貢献した。 平成26年度は、9社が沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業として認証された。			

様式1(主な取組)

(2) 今年度の活動計画

(単位:千円)

平成27年度計画			
事業名	当初予算	活動内容	主な財源
ワーク・ライフ・バランス推進事業	8,862	ワーク・ライフ・バランスセミナー、講座の開催により周知啓発を行い、企業へのアドバイザー派遣を通して制度の理解を深め、積極的な取組を支援する。 また、ワーク・ライフ・バランス認証マークの作成を行い、制度周知、PRIに取り組む。	県単等

(3) これまでの改善案の反映状況

これまで行ってきたホームページや広報誌を利用した情報発信や、県内の全ての企業や県民を対象とした大規模セミナーの開催に加え、小規模な講座を開催した。講座の開催にあたっては、ワーク・ライフ・バランスに関する認知や推進が図れていない業種(建設業や運輸業)の関係団体に周知協力の依頼を行うなど、積極的に参加を呼びかけた。  
社会保険労務士やコンサルタントの派遣を希望する企業に対し、アドバイザーを派遣することで、企業の現状に沿った内容での支援を行った(18社に派遣)。

(4) 成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
ワーク・ライフ・バランス認証制度企業数	29社 (23年)	58社 (26年)	60社 (28年)	29社	—
参考データ	沖縄県の現状・推移			傾向	全国の現状
—	—	—	—	—	—
状況説明	企業認証制度は平成19年度から平成23年度の5年間で29社の実績であったため、1年間で6社を目標としていた。しかし、平成24年度からは企業へのアプローチの仕方などの工夫することにより、3年間で29社の実績となった。平成28年の目標値である60社は早期に達成する見込み。				

3 取組の検証(Check)

(1) 推進上の留意点(内部要因、外部環境など)

- ・ワーク・ライフ・バランスへの取り組みは、労働者への利益供与が主で企業経営へのメリットは少ないと考えている経営者や管理者は多く、また、規模が小さい企業ほど消極的な面がある。
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進は、社員の満足度を高め、生産性を向上させるとともに人材の安定的な確保につながることを理解してもらう取り組みが重要である。
- ・女性労働者が少ない建設業や運輸業などワーク・ライフ・バランスに関する認知や推進が図れていない業種がある。当該業種の関係団体に対し、ワーク・ライフ・バランス講座の案内及び周知広報依頼を行っている。
- ・認証企業58社に対するアンケートにおいて、沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業として認証されるメリットが少ないとの意見があり、メリットの拡充が必要である。

(2) 改善余地の検証(取組の効果の更なる向上の視点)

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進は、社員と企業の両方にメリットがあるという点をアピールするため、ホームページや労働季刊誌での継続的な周知・啓発に加え、セミナーの開催やその他の広告媒体(新聞・ラジオ・雑紙等)を活用した周知・啓発が必要である。
- ・企業がワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むきっかけを創出するためには、沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証を受けるメリットの拡充や、社会的評価の向上が必要である。

#### 4 取組の改善案(Action)

・ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発のため、県民や企業向けセミナーや経営者や労務管理担当者を対象とし地区ごとの小規模セミナーの開催する他、これまで行ってきたホームページや労働季刊誌での継続的な広報活動に加え、その他の広告媒体(新聞・ラジオ・雑紙等)を活用した広報を行う。

・沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度の周知を図るとともに、認証マークを作成し、企業のPRに活用できるようにする。

・社会保険労務士等をアドバイザーとして企業へ派遣し、相談に応じることにより、各企業の現状に沿ったワーク・ライフ・バランスの推進を支援する。

## 「主な取組」検証票

施策展開	3-(10)-エ	働きやすい環境づくり
施策	①働きやすい環境づくり	
(施策の小項目)	○労働者福祉の推進	
主な取組	労働福祉推進事業	実施計画 記載頁 303
対応する 主な課題	○県内企業のほとんどが中小・零細企業であり、労働条件の確保や改善に積極的に取り組む事業者が十分とは言えない状況にある。これらの事由も影響して、職場環境を理由のひとつとして転職や離職をする労働者がいることから、その改善を図ることが課題である。	

### 1 取組の概要(Plan)

取組内容	労使を対象とした講演会の開催や中小企業勤労者福祉サービスセンターの普及促進に取り組む。 ファミリー・サポート・センターは、育児の手助けをしてほしい方と育児の手助けをしたいと思っている地域の人同士が会員となって行う有償ボランティアのしくみであり、市町村において設置される。県はファミリーサポートセンター推進事業において、ファミリー・サポート・センターの会員数の拡大や未設置町村へ設置を働きかけるとともに、アドバイザー(事務局)の機能充実に取り組む。						
年度別計画	24	25	26	27	28	29～	実施主体
	講演会:3回 講座:3回 ファミサポ講演会:1回 チラシ発行:1					→	県
	講演会・労働大学講座の開催					→	
	中小企業勤労者福祉サービスセンターの普及促進による中小企業の福利厚生充実						
	ファミリー・サポート・センターの機能充実						
担当部課	商工労働部 労働政策課						

### 2 取組の状況(Do)

(1) 取組の推進状況

(単位:千円)

平成26年度実績				
事業名	予算	決算見込	活動内容	主な財源
労働福祉推進事業費 (ファミリーサポートセンター推進事業)	1,834 (622)	956 (449)	労使を対象とした講座を年3回実施した。うち2回は離島地域(宮古・八重山)にて実施し、労働関係法令の更なる周知啓発に努めた。 ファミリーサポートセンターの設置や利用促進を図るため、県内の小児科を有する病院や関係団体等にファミリーサポートセンターのチラシを送付し、周知・広報に務め、ファミリーサポートセンターアドバイザーの資質向上を目的とした講演会を開催した。(チラシ発行及びアドバイザー研修はともに計画値1回のところ実績1回となった。)	県単等

様式1(主な取組)

活動指標名	計画値	実績値
講演会	3回	3回
講座	3回	3回
ファミサポ講演会	1回	1回
チラシ発行	1回	1回
推進状況	推進状況の判定根拠及び平成26年度取組の効果	
順調	<p>労使等を対象とした講座を年3回開催し、働きやすい職場環境の整備を促した。                  また、県外への先進地視察やアドバイザーを対象とした研修会を1回開催し、アドバイザーの資質向上やファミリー・サポート・センターの機能充実を図るとともに、チラシの発行送付により更なる周知を図り、男女労働者等が安心して仕事に取り組める環境の整備を促した。</p>	

(2) 今年度の活動計画

(単位:千円)

平成27年度計画			
事業名	当初予算	活動内容	主な財源
労働福祉推進事業費	1,667	<p>労働者が安心して仕事に従事できる環境を整備するため、労働環境改善の取組を推進した事業所を表彰し、労働者の福祉増進の気運醸成を促進する。                  ※ファミリーサポートセンター推進事業は、平成26年度で終了。                  ※労使を対象とした講座は、別事業(働きやすい環境づくり支援事業)として実施することから、当該費用は計上していない。</p>	県単等

(3) これまでの改善案の反映状況

<p>講座内容については、過去のアンケートで関心の高かった短時間労働者の社会保険適用・産前産後期間中の保険料免除に加え、新聞報道等で広く報じられたパートタイム労働法の改正(H27.4.1施行)を追加した。</p> <p>ファミリーサポートセンターのアドバイザーを対象とした研修会の開催や先進地視察によりセンターの機能強化を図るとともに、チラシの作成・配布により関係団体や未設置町村等に対してもファミリーサポートセンターの更なる周知を図った。</p>
--

(4) 成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
ファミリー・サポート・センター設置市町村数	17市町村 (23年度)	31市町村 (26年度)	30市町村	14市町村	—
参考データ	沖縄県の現状・推移			傾向	全国の現状
ファミリー・サポート・センター設置市町村数	29市町村 (24年)	31市町村 (25年)	31市町村 (26年)	→	—
状況説明	<p>ファミリー・サポート・センターは市町村による設置促進に努めた結果、平成26年度末時点において、19カ所31市町村に設置され、平成28年目標値を上回っている(本島内においては、広域での設置を含め、全ての市町村で利用することが可能。)                  平成26年度に新たな同センターの設置はなく、問い合わせ等もなかったことから、現時点のニーズに対応した形での設置は完了しているものと考えられる。</p>				



### 3 取組の検証(Check)

#### (1) 推進上の留意点(内部要因、外部環境など)

- ・平成26年度に実施した沖縄県労働環境実態調査によると、約6割の企業が採用時に労働条件通知書を交付しておらず、使用者が労働関係法令を十分に把握していない現状がある。
- ・小規模事業所ほど、労働環境の整備が遅れている状況にある。

#### (2) 改善余地の検証(取組の効果の更なる向上の視点)

- ・労使等を対象とした講座は、働きやすい環境の整備を促進するため、県内中小企業のそれぞれの特性に合わせた取組が必要である。
- ・労働環境改善の取組を推進した事業所について広く周知する等、労働者の福祉増進の気運醸成を図るとともに、使用者の労働環境改善に関するモチベーションを高める取組が必要である。
- ・ファミリーサポートセンターの機能充実強化のため、これまで先進地視察や講習会の開催等の支援を行ってきたが、連絡協議会も設置され、各センターでも自主的な活動が行われていることから、一定程度の機能充実は図られたと考える。

### 4 取組の改善案(Action)

- ・労使等を対象とした講座については、働きやすい環境の整備を促進するため、県内中小企業のそれぞれの特性に合わせた労働環境の見直しなど、働きやすい環境づくり支援事業にて規模を拡大して実施する。
- ・労働環境改善の取組を推進した事業所を表彰し、労働者の福祉増進の気運醸成を図るとともに、使用者の労働環境改善に関するモチベーションを高める取組を実施する。
- ・ファミリーサポートセンターの機能充実のため、先進地視察や講習会の開催等を行ってきたが、最も設置が遅かったセンターのアドバイザーに関しても先進地視察の支援等が終了し、また沖縄県ファミリーサポートセンター連絡協議会において各センターが積極的に連携を取り、自立した活動を行っていることから、県内のファミリーサポートセンターの機能充実については一定程度の強化が図られたと考えている。

## 「主な取組」検証票

施策展開	3-(10)-エ	働きやすい環境づくり
施策	①働きやすい環境づくり	
(施策の小項目)	○安定的な労使関係の形成	
主な取組	安定的な労使関係形成のための取組	実施計画 記載頁 303
対応する 主な課題	○県内企業のほとんどが中小・零細企業であり、労働条件の確保や改善に積極的に取り組む事業者が十分とは言い難い状況にある。これらの事由も影響して、職場環境を理由のひとつとして転職や離職をする労働者がいることから、その改善を図ることが課題である。	

### 1 取組の概要(Plan)

取組内容	労使関係の安定を促進するとともに、社会経済の持続的な発展に寄与するため、沖縄県女性就業・労働センターにおいて、労働者及び使用者からの労働全般にわたる相談対応を行う。						
年度別計画	24	25	26	27	28	29～	実施主体
	専門相談員(社会保険労務士)による労働相談の実施					→	県
	労働組合の設立や活動に関する助言・情報提供						
担当部課	商工労働部労働政策課						

### 2 取組の状況(Do)

#### (1) 取組の推進状況

(単位:千円)

平成26年度実績				
事業名	予算	決算見込	活動内容	主な財源
労働相談体制強化事業	1,934	1,824	ポスター(100枚)・リーフレット(2,500枚)を作成し、県、市町村、事務所等に配布し労働相談の啓発を行った。 中小企業労働相談員1名を配置し、労使及び一般県民からの労働条件、安全衛生、福利厚生、労働組合などの労働問題全般にわたる相談に応じた。また、フリーダイヤル及び留守番電話による労働相談への対応を行った。	県単等
活動指標名			計画値	実績値
労働相談件数			-	362件
推進状況	推進状況の判定根拠及び平成26年度取組の効果			
順調	平成26年度の労働相談件数は、平成25年度の実績305件を大幅に上回る結果となった。労(相談342件)使(相談20件)双方からの相談窓口としての役割強化が図られた。			

様式1(主な取組)

(2) 今年度の活動計画

(単位:千円)

平成27年度計画			
事業名	当初予算	活動内容	主な財源
労働相談事業	21,222	事業実施を民間委託し、労使及び県民からの労働条件、安全衛生、福利厚生、労働組合などの労働問題全般にわたる相談に応じる。また、受付時間を延長して(月～土曜日、9時～20時)労働相談に対応する。 ポスター・チラシ等を作成し関係機関へ配布するなどして相談窓口に関する周知を図る。	県単等

(3) これまでの改善案の反映状況

ポスター(100枚)やリーフレット(2,500枚)の配布により労働相談窓口の周知を実施した結果、相談件数の増加につながった。  
また、他県との合同担当者会議において、講演会への参加や事例研究を行うことにより専門相談員及び担当職員の知識の向上が図られ、きめ細かな対応につなげることができた。

(4) 成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
—	—	—	—	—	—
参考データ	沖縄県の現状・推移			傾向	全国の現状
労働相談件数	227件 (24年)	305件 (25年)	362件 (26年)	↗	—
状況説明	労使双方からの相談窓口として国(労働局)、県、県労働委員会の役割分担が行われており、労働相談件数は増加した。中小・零細企業の職場環境の改善に一定の効果があると見込まれる。				

3 取組の検証(Check)

(1) 推進上の留意点(内部要因、外部環境など)

・労働問題は、従来の解雇、賃金未払いなどの労働条件の問題の他、いじめ、パワハラ等の問題も増えてきており、複雑多岐に渡っている。労働問題全般に対応できる高度な専門性が求められている。

(2) 改善余地の検証(取組の効果の更なる向上の視点)

・労働者の勤務形態の多様化や女性の社会進出等により個別労働紛争が増えており、労働者や使用者の相談窓口のニーズはますます増えている。ついては、相談受付時間の拡充や女性相談員の配置などきめ細やかな対応が必要である。

#### 4 取組の改善案(Action)

- ・引き続き、ポスター、チラシを活用して、労働相談窓口の周知を図っていく。
- ・これまで平日(月～金)の8時30分～17時15分までとしていた相談受付時間を月～土の9時～20時までに延長し、移動相談の実施や女性の専門相談員を配置するなどして労働相談体制の強化・拡充を図る。